

旭市低入札価格調査実施要綱新旧対照表

現行	改正案	備考															
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>発注工種が解体工事であって、設計額5千万円以上の建設工事</u></p> <p>(3) 一略一</p> <p>(失格判定基準)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる建設工事については、価格失格判定基準を定めないことができる。</u></p> <p>(1) <u>性質上、前項第1号の規定により難い建設工事</u></p> <p>(2) <u>発注工種が解体工事であって、設計額5千万円以上の建設工事</u></p> <p>別表第3(第4条関係)</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) _____<u>設計額5千万円以上の建設工事</u></p> <p>(3) 一略一</p> <p>(失格判定基準)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 <u>対象工事の性質上、前項第1号の規定により難いものについては、価格失格判定基準を定めないことができる。</u></p> <p>別表第3(第4条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>見積数量が適正でない場合</td> <td>市が示した設計図書等に計上した設計数量を満足していない場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>品質・規格が適正でない場合</td> <td>材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	内容	1	見積数量が適正でない場合	市が示した設計図書等に計上した設計数量を満足していない場合	2	品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>設計仕様等に適合しない場合</td> <td>①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ②材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	内容	1	設計仕様等に適合しない場合	①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ②材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足	
番号	項目	内容															
1	見積数量が適正でない場合	市が示した設計図書等に計上した設計数量を満足していない場合															
2	品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合															
番号	項目	内容															
1	設計仕様等に適合しない場合	①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ②材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足															

3	労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合			していない場合
4	工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	①算出根拠が明確でない場合 ②下請、資材購入又は機械借上げに係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ③下請、資材購入又は機械借上げに係る見積金額が過去に取引をした実績のある価格を基礎として見積られておらず、工事費内訳書記載金額が不当に低額に設定されたことが明白である場合	2	積算内訳書算出根拠が適正でない場合	①算出根拠が明確でない場合 ②金額が一括計上されている場合 ③下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 ④下請け見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)が不明確な場合 ⑤資材(機器)購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑥監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑦下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
5	建設副産物の処理が適正でない場合	①建設副産物について処理費用が計上されていない場合 ②建設副産物の処理費用が計上されている場合であっても、当該処理費用算出根拠が示されていない場合又は過去の	3	建設副産物の処理が適正でない場合	①建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ②建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合

		取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用が計上されている場合	4	法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	①監理技術者等が重複専任になる場合 ②その他法令違反	
6	上記のほか、適正な工事の履行がされない恐れがあると認められる場合	①入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合(ただし、不起訴となった場合を除く。) ②入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合(ただし、和解的仲裁判断は除く。) ③その他	5	上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	①入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合。ただし、不起訴となった場合は除く。 ②入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。ただし、和解的仲裁判断は除く。 ③その他	

【現行】

第4号様式（第8条関係）

低入札価格調査表

工事の名称		
工事箇所		
調査対象者	商号又は名称	
	所在地又は住所	
入札価格		円
調査基準価格		円
予定価格		円
入札日		

調査項目	調査内容	
(1)当該価格により入札した理由	別紙1	
(2)入札価格の内訳書	別紙2	
(3)手持工事の状況	別紙3	
(4)調査対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	別紙4	
(5)手持資材の状況	別紙5	
(6)資材購入先及び購入先と入札者との関係	別紙6	
(7)手持機械の状況	別紙7	
(8)労務者の具体的配置の見通し	別紙8	
(9)過去に施工した公共工事の名称及び発注者	別紙9	
(10)建設副産物の搬出地	別紙10	
(11)建設副産物の搬出及び資材（機材）等の搬入に関する運搬計画書	別紙11	
(12)経営状況		
(13)信用状況	・建設業法違反の有無	
	・資金不払いの状況	
	・下請代金の支払遅延状況	
	・その他	

【改正案】

第4号様式（第8条関係）

低入札価格調査表

工事の名称		
調査対象者		

調査項目	調査内容	
(1)当該価格により入札した理由	別紙1	
(2)入札価格の内訳書	別紙2	
(3)手持工事の状況	別紙3	
(4)調査対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	別紙4	
(5)手持資材の状況	別紙5	
(6)資材購入先及び購入先と入札者との関係	別紙6	
(7)手持機械の状況	別紙7	
(8)労務者の具体的配置の見通し	別紙8	
(9)過去に施工した公共工事の名称及び発注者	別紙9	
(10)建設副産物の搬出地	別紙10	
(11)建設副産物の搬出及び資材（機材）等の搬入に関する運搬計画書	別紙11	
(12)経営状況		
(13)信用状況	・建設業法違反の有無	
	・資金不払いの状況	
	・下請代金の支払遅延状況	
	・その他	